

【改善前】

1文の長さの平均は
60.5文字

4.不服申立ておよび処分の取消しの訴え

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、〇〇市長に異議申立てをすることができます。また、この税の賦課決定の取消しを求める訴え（以下「処分の取消しの訴え」といいます。）は、前記の異議申立てに対する決定を経た後、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告（被告の代表者は〇〇市長）として提起することができます。ただし、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、または③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、異議申立て中または処分の取消しの訴え中であっても、徴収の猶予はしません。

改善ポイント： 「短文」・「単文」化
条件分岐による箇条書き化
見出しの適正化
表記のルール的一般化

見出しを設けたり、箇条書きにしたりすることで、理解しやすくなっています。

【改善例1】

1文の長さの平均は
31.6文字

4.異議申し立ておよび処分の取り消しの訴え

この納税通知書の内容に不服がある場合は、異議を申し立てることができます。

■申し立てができる期間：

この納税通知書の交付日の翌日から起算して60日以内

■申し立て先：〇〇市長

また、異議申し立てに対する決定後、この税額決定の取り消しを求める訴え（以下「処分の取り消しの訴え」という）を提起できます。

■申し立てができる期間：

異議申し立てに対する決定の送達日の翌日から起算して6か月以内

■被告：〇〇市（被告の代表者は〇〇市長）

ただし、以下のいずれかの場合は、異議申し立ての決定を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起できます。

①異議申し立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき
②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を

避けるため緊急の必要があるとき

③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

※異議申し立て中または処分の取り消しの訴え中であっても、徴収の猶予はしません。

